

社会保険料・国保・税金の納付

インボイスの登録・取り消し

記帳・決算

税務調査

労災保険加入

新規融資・借り換え・返済猶予

業者の悩みを
いっしょに解決

補助金活用

経営の
対策は

民商で



ホームページをごらんください。



民商に相談して営業を伸ばそう。

自営業者、一人親方、フリーランスの「困った」に寄り添います。

全商連

全国商工団体連合会
埼玉県商工団体連合会

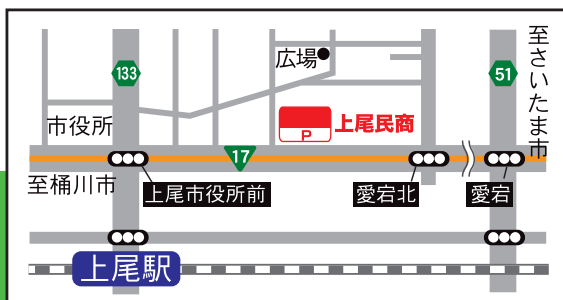
中小業者のパートナー・営業と暮らしの相談所

上尾民主商工会

048-775-3793

上尾市本町1-4-31

Fax 048-775-8692



<https://www.ageo-minsyo.com>

上尾民商

検索

税務調査

悩んでいませんか？

民商の自主計算で税務調査対策を

■ 商売を守る 自主計算・自主申告

民商では、教え合いながら自分で記帳や申告ができる「自主計算・自主申告」運動をすすめています。

「自主計算・自主申告」で経営対策を

- ① 手書きからパソコン記帳まで対応
- ② 個人事業（白色 青色）や小法人も
- ③ 自分でやるから経営状況を数字で把握
- ④ 税務調査になってもすぐに対策
- ⑤ 融資も受けられ、資金繰りも改善

突然、店に署員が来た。営業妨害だ!!

調査で税金増やされた…納得できない。納税も無理!!

税務署に呼び出された。調査かな？ どうしよう…

税務職員は何でも出来る訳ではありません!!

横暴な税務調査で泣かされている納税者がたくさんいます。国税通則法が改悪され、帳簿などの提示、提出や留め置き、修正申告の勧奨など税務署の権限が強化されました。だからと言って何でも出来る訳ではありません。私たちが求めている「税務調査の事前通知」が税務署に義務付けられ、11項目の通知が必要になりました。税務調査はあくまで任意調査であり、納税者の同意と協力が前提です。

税務調査についての10の心得

納税者の大切な権利です。

みんなの知恵と経験を出し合って、正しく記帳し計算する活動を強めましょう!!

3 不都合なら断りを



事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合が悪い時は日を改めさせることができます。事前通知のない調査の時はその理由を確認すること（国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針）

4 信頼出来る立会人を



納税者の権利を守るために、調査に応じる時は信頼のできる人の立ち会いの上ですめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」（春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定）

1 自主申告は権利



自主申告こそ納税者の基本的な権利です（国税通則法16条）

2 相手の身分確認を



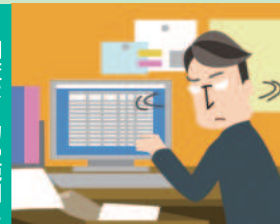
税務署員の身分証明書（写真付）・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること（国税通則法74条13）

5 調査理由を確かめよう



どんな理由で何の調査で来たのか理由を確かめること。「調査理由を開示すること」（憲法13条・31条、第72回国会で請願採択・1974年6月3日）

6 調査は目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」（憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針）

7 承諾なしの侵入は違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入ること違法です。事務所、工場、店内、まして自宅まで一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」（憲法35条・住居の不可侵）

8 勝手な取り調べは違法



検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法（北村人権裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定）また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。

9 承諾なしの反面調査は断る



納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」（国税庁の税務運営方針）

10 印鑑は命



印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類（質問応答記録書など）でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること（公務員の職権乱用罪・刑法193条）

戦争する国づくりにNO! インボイス制度は廃止を!

上尾民主商工会



048-775-3793

上尾市本町1-4-31

Fax 048-775-8692